

# 一般財団法人 e スポーツ・兵庫伝統工芸振興財団

## 伝統工芸分野 助成金交付規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 e スポーツ・兵庫伝統工芸振興財団(以下「当財団」という)定款第4条第1項(1)および(2)に定める事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、兵庫県内において伝統工芸・地場産業に携わる個人または団体で、次のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 後継者の育成・候補者の増加に資する活動を行うもの
- (2) 事業継続のための資金を必要とするもの
- (3) 工房の設立又は増改築の資金を必要とするもの
- (4) 斬新で独創的な企画を推進しようとするもの
- (5) その他、伝統工芸・地場産業の発展に資する取組みを行うもの

### (助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、前条の助成対象者が申請した次の費用のうち、当財団で必要と認める経費とする。

- (1) 後継者の育成・候補者の増加に資する活動費用
- (2) 事業継続のための費用
- (3) 工房の設立又は増改築のための費用
- (4) 斬新で独創的な企画推進のための費用
- (5) その他、伝統工芸・地場産業の発展に資する取組みに係る活動費用

### (助成金の額)

第4条 助成金の額については、1件あたり年間500万円を上限とする。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするときは、助成金申請書に次に掲げる書類を添えて当財団に申請しなければならない。

- (1) 企画書

- (2) 収支予算書
- (3) その他当財団が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 事務局は、申請書が提出された後、その申請に係る書類等を選考委員に送付する。

- 2 選考委員会は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査、面接等により、助成金を交付すべきものを決定する。
- 3 事務局は、選考委員会で決定された事項に基づき、交付申請書を提出した者（以下「申請者」という）に対して、申請者が指定した連絡先に書面または電子メールにて、その旨を通知する。
- 4 選考委員会は、助成金の交付対象者の決定および助成金の交付状況について理事会へ報告を行う。理事会は必要に応じて選考委員に選考の過程についての説明、および決定に関する資料の閲覧を請求することができる。

(変更交付申請)

第7条 助成金の交付決定を受けた申請者は、申請した内容又は経費の見積額に変更が生じる場合には、速やかに当財団に変更後の収支予算書等を提出しなければならない。

(変更交付決定)

第8条 前条の変更交付申請があった場合には、選考委員会において、申請の内容を審査し、助成金の変更交付もしくは取り止めを決定する。

- 2 事務局は、選考委員会で決定された事項に基づき、変更交付申請を行った者に対してその旨を通知する。
- 3 選考委員会は、助成金の変更交付もしくは取り止めの決定を行った場合には、理事会へ報告を行う。

(実績報告)

第9条 助成金の対象となった活動が完了したときは、速やかに実績報告書に次に掲げる書類を添えて当財団に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支報告書
- (3) その他当財団が必要と認める書類

(助成金の交付)

第10条 助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書に指令書の写しを添えて当財団に提出しなければならない。

- 2 当財団が、助成事業遂行上必要があると認めるときは、助成金の全部又は一部を概算払することができる。

(助成金の経理)

第11条 助成金に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、当財団が別に定める。

制定 2022年6月19日